2020.6.15●毎月15日発行

つばめ会議所NEWS

VOL.459

21世紀 産業おこし
人おこしで地域を拓く
The Tsubame Chamber of Commerce and Industry.

■URL http://www.tsubame-cci.or.jp ■E-mail main@tsubame-cci.or.jp

発行所 燕商工会議所
編集発行人 専務理事 大澤則夫
〒959-1289
新潟県燕市東太田6856(廿六木3区)
TEL.0256(63)4116
FAX.0256(63)8705

「持続化給付金申請サポート会場」が燕商工会議所に開設されました

完全予約制

去年の同じ月と比較して売上が50%以下になっていれば受け取ることが出来る可能性が高いです

※2020年1月以降の売上が対象

「持続化給付金申請」で検索するか、右のQRコードを読み込んでサイトにアクセスしてください。
詳しい申込方法等のご説明は**燕商工会議所**までお問合せ下さい。

TEL: **0256-63-4116**

インターネットで申請が難しい方は「申請サポート会場」で申請が出来ます。
燕商工会議所も申請会場になっております。申請会場にお越しになる前に予約をする必要があります。

「申請サポート会場 電話予約窓口」

受付時間：平日、土日祝日ともに9:00～18:00
電話番号 **0120-835-130** 会場番号**1506**(申込時に必要)
オペレーター対応 **0570-077-866** 受付時間 8:30～19:00 6月(毎日)
※「申請補助シート」が必要です。

2019年1月売上 ●100万円	30%ダウン 非対象	2020年1月売上 ●70万円
2019年2月売上 ●80万円	25%ダウン 非対象	2020年2月売上 ●60万円
2019年3月売上 ●120万円	58%ダウン 対象	2020年3月売上 ●50万円

右記の書類をご用意の上、申請サポート会場にご来場ください。
(書類に不備があると申請できません)

中小法人等の場合

確定申告書別表一の控え(1枚)、法人事業概況説明書の控え(2枚)

対象月の属する月の前事業年度の分を提出してください。
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。

■ 確定申告書別表一(1枚) ■ 法人事業概況説明書(2枚)

原則 確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

中小法人等の場合 例外 収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類(様式自由)を提出することで代替することができます。

個人事業者等の場合

青色申告の場合 確定申告書第一表の控え(1枚) 所得税青色申告決算書の控え(2枚)

2019年分を提出してください。
※少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押されていること。

■ 確定申告書第一表(1枚) ■ 所得税青色申告決算書(2枚)

白色申告の場合 確定申告書第一表の控え(1枚)

2019年分を提出してください。
※収受日付印が押されていること。

または

■ 確定申告書第一表(1枚)

原則 確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

個人事業者等の場合 例外1 収受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は受信通知のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

個人事業者等の場合 例外2 例外1によることもできず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、審査に通常よりも大幅に時間を要したり、給付ができない場合があります。

中小法人等・個人事業者等共通

2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等をご提出ください。ただし、申請会場ではデータで受取ることができませんので経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などを紙の出力又はコピーしたものをご持参ください。提出する情報が対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。(2020年○月と明確に記載されている等)

経理ソフトから抽出した売上データを紙で出力したもの

エクセルで作成した売上データを紙で出力したもの

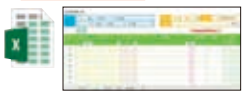

手書きの売上帳のコピーなど

通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認いたしますので、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピーをご持参ください。
※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を紙に出力してご持参ください。
同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を紙に出力してください。

通帳のオモテ面 ＋ 通帳を開いた1・2ページ目 電子通帳の画面コピー

ご注意ください!! ※コピーの画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金の支払いができません!

個人事業者等の場合

本人確認書類(写し)

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。
① 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)
② 個人番号カード(オモテ面のみ)
③ 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(いずれも両面)
※ いずれの場合も申請を行う月において有効であり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。
※ ①から④を保有していない場合は、⑤又は⑥で代替することができるものとします。
⑤ 住民票の写し及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方
⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証(両面)の両方

① 運転免許証 (両面)

③ 写真付きの住民基本台帳カード (オモテ面のみ)

⑤住民票の写し及びパスポートの両方 (顔写真のページ)

② 個人番号カード (オモテ面のみ)

④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 (両面)

⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

貴社にぴったりなソフトで業務を応援します！
販売・仕入・在庫管理システム
カスタマイズ・オリジナルソフト
株式会社コンピュータシステム ☎0256-31-1311
〒955-0084 新潟県三条市石上2-13-46 お気軽にお問い合わせ下さい

御宴会・お食事は消費税「すえおき」でガンバリます プラン
仕出し ○元気弁当780円(税込)から ○折箱1,900円(税込)から 3人前より承ります
店メニュー 色香ランチ780円(税込) 限定5食
日本料理 八郎右衛門 ひさご亭
燕労災病院前 TEL(0256)63-8692
御祝・御法要・ご宴会受承り中！

燕市内飲食店応援サポート補助金対応いたします！
お弁当・折詰め・オードブル承ります
萬会館 仕出し萬徳
燕店 燕市白山町3 (0256)64-4371(代)
吉田店 燕市吉田浜首町 (0256)93-2107(代)

宴会・式典・おとき…240名様収容
おゝ乃®
The Garden Terrace
ザ・ガーデンテラス オオノ
三条市横町2-11-8 餞心亭おゝ乃
☎32-4649 送迎可マイクロバス3台

社会保険労務士
まつかわ事務所
燕市中央通り5の3
TEL 0256-47-0016

掲載企業様募集中！
つばめjobナビ
最新の求人情報や燕地区で働く魅力をWEBで公開中！
つばめ job ナビ 検索
https://tsubame-jobnavi.jp/
いますぐアクセス!

メイド・イン・ツバメ商品さらに追加！

燕商工会議所メイド・イン・ツバメ認定委員会では、会員の皆様から申請された商品を審査し、「メイド・イン・ツバメ」として認定しています。商品は随時募集しております。輸入品との差別化やブランド力のアップ、燕製品のPR等にお役立て下さい。
（2020/5/26認定）

商品名	企業名	認定日
フェイスシールド	㈱ペルジュ企画	2020/5/26
匠鈦（匠チタン）13.5mm	㈱Swing	
匠鈦（匠チタン）15.0mm		
匠鈦（匠チタン）16.5mm		
匠鈦（匠チタン）18.0mm		
KALINKA　急須	㈱玉虎堂製作所	
KALINKA コップホルダー		
味道　粋	和平フレイズMS㈱ ㈲竹井器物製作所	

匠鈦（匠チタン）13.5mm
匠鈦（匠チタン）15.0mm
匠鈦（匠チタン）16.5mm
匠鈦（匠チタン）18.0mm

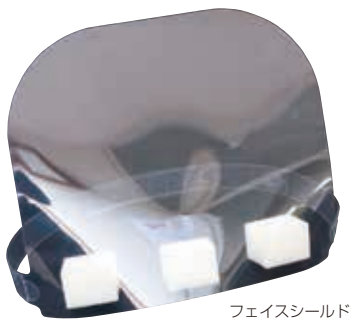
フェイスシールド

KALINKA 急須
【UTRO】

KALINKA 急須
【MALINKA】

KALINKA 急須
【NOCHKA】

KALINKA
コップホルダー

味道　粋

認定は月１回、委員会を開催して行っております。次回は6月23日（火）です。認定ご希望の場合、2営業日前（6月19日（金））までに申請をお願いします。詳しくはお問合せください。
【お問合せ先】燕商工会議所経営支援課　0256-63-4116

燕商工会議所共済からのお知らせ

アクサ生命からのお知らせ
「新型コロナウイルス感染症」に伴う対応について

新型コロナウイルスによる影響を受けられた燕商工会議所会員企業様に謹んでお見舞い申し上げます。
現在、アクサ生命では「新型コロナウイルス感染症」の拡大を受けて、営業店の「店頭窓口閉鎖」をさせていただき、お客様への営業活動等を自粛とさせていただきます。お電話、メールなどを利用してお客様のフォローアップ活動に集中させていただきます。
併せて下記の通り、ご契約のお取扱いを開始しております。お問合せはカスタマーサービスセンターまでご連絡お願いいたします。

■保険料の払込猶予期間延長について
保険料のお払い込みが一時的に滞った場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を2020年8月31日まで延長いたします。
※ 詳細につきましては、下記連絡先にお問い合わせください。

■お客様サポートについて
「24時間電話健康相談サービス」※1を、全てのご契約者さま、被保険者さまと同居のご家族の皆さまに無料でご利用頂けます。
※ 詳細につきましては、下記連絡先にお問い合わせください。
※1「24時間電話健康相談サービス」はティーペック株式会社が提供いたします。

■死亡保険金お支払いについて
新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は死亡保険金のご請求対象となります。また、当該感染症を直接の原因として死亡された場合などには、災害保険金等のお支払対象とします。（個人保険、および生命共済契約の場合）併せて、契約条件（保険金削減支払等）において保険金削減等を行わない取扱いに変更します。

■入院給付金のお支払いについて
新型コロナウイルス感染症は、入院給付金のお支払対象となる疾病に該当します。なお、入院給付金は治療を目的とした入院に対してお支払いをいたしますので、検査結果が陽性であるかどうかにかかわらず、医師の指示により医療機関に入院された場合は、お支払対象となります。また、医療機関の事情等により、医師の指示で、ご自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設（ホテル等）で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象としてお取扱いいたします。

■契約者貸付に対する特別金利について
2020年3月より5月までに新たに契約者貸付に対する利息につきまして、金利0.00％でお取り扱いをいたします。
特別金利適用期間 2020年3月1日から2020年9月30日まで
受付期間　下記連絡先にお問い合わせください。※2
※2お申込みの状況等に応じて、受付期間を短縮することがあります。

アクサ生命は、商工会議所会員企業様向けに商工会議所共済制度・福祉制度の普及・推進を行っております。

燕商工会議所　総務課
連絡先 0256-63-4116
アクサ生命保険(株)　燕営業所
連絡先 0256-63-4963

毎週水曜日・午後7時30分まで
7/1・8・15・22・29
日曜窓口
毎月第2日曜日・午前8時30分～正午まで
7/12
※燕分水サービスコーナーでは、窓口延長・日曜窓口業務は行っておりません。
＝問い合
燕市役所市
☎0256-

行政

＝問い合
燕市役所市民
☎0256-

相談の
ご案
あらかじめ
4116、燕商
でご予約下

日本政策金融公庫国民生活事業1日相談会
6月24日(水)
午前10時～午後3時

貿易取引相談
毎月第1・3金曜日
午後1時30分～午後4時30分

産業史料館の法人向け年間パスポートを新設
― お得意様への地域紹介や社員研修などに利用できます ―

燕市産業史料館は、昨年4月のリニューアルオープン以降、燕市の産業の歴史を分かりやすく理解できる展示や体験工房館の新設により、楽しみながらものづくりを体感できる施設として多くの人から親しまれています。新年度から、企業のお得意様に対する地域の紹介や社員研修で産業の歴史を学ぶ場として、産業史料館をより身近にご利用いただけるよう、法人（事業所）対象の年間パスポートを新設します。

【法人（事業所）年間パスポートの概要】

1.開 始 日: 4月1日(水)
2.有効期間: 発行から1年間
3.料　　金: 8,000円
4.観覧人数: 1回の入館につき、5名まで有効
5.特　　典: 館内案内を実施
※事前申込が必要
（平日の開館日）
6.申込方法: 申込書に記入のうえ、産業史料館へ申し込んでください。
7.そ の 他: 個人の年間パスポートも販売しています。
（有効期間:発行から1年間、料金:2,000円）

本館1階　プロジェクションマッピング

錫ぐい呑み製作体験（有料）

本件についてのお問い合わせ先
燕市産業史料館：柳原　電話：0256-63-7666（直通）

にいがた県共済からのお知らせ

火災共済　NEW 地震危険補償特約

地震や噴火が原因の倒壊・火災・津波によって全壊、大規模半壊、半壊となった場合、建物損害を補償します。※昭和56年6月以降の建物が対象です。

倒　壊　　火　災　　津　波

◎加入例（地震共済金額1,000万円の場合）

鉄骨造住宅	鉄骨造工場	木造住宅	木造店舗
5,600円	8,200円	9,700円	14,200円

＋

新総合火災共済
住宅、店舗等との併用住宅におすすめです。

or

総合・普通火災共済
店舗、事務所、工場、倉庫におすすめです。

※地震危険補償特約は火災共済にセットする特約です。

所得補償共済

病気やケガで働けなくなったときの所得を補償します。
【1口（500円）当たりの年令別月額補償額】

年令別	月額補償額	年令別	月額補償額
満15歳以上満20歳未満	97,500円	満45歳以上満50歳未満	25,800円
満20歳以上満25歳未満	66,900円	満50歳以上満55歳未満	22,200円
満25歳以上満30歳未満	59,400円	満55歳以上満60歳未満	20,700円
満30歳以上満35歳未満	48,000円	満60歳以上満65歳未満	19,800円
満35歳以上満40歳未満	38,400円	満65歳以上満70歳未満	15,600円
満40歳以上満45歳未満	30,900円	※新規お申込みは満15歳以上満65歳未満の方が加入対象です。	

お支払い例
37才の方が1口加入している場合
就業不能期間（１ヶ月15日間）のお支払いする共済金
38,400円＋1,280円×15日＝57,600円
月額補償額　月額補償額/30日

M&A事
支援
■第三者に事
と考えてい
■廃番になる
製造してい
■地場産業に
設備を有し
窓 口
経営支援課
までご連絡

新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金　第2期分

遊興施設等及び運動施設・遊技施設が対象になりますのでご留意ください。

【受付期間】

令和2年5月25日（月）から同年6月30日（火）まで

【受付方法】

① **オンライン申請の場合**

申請書は本協力金のポータルサイトから提出できます。

ただし、オンライン申請の場合でも、申請書（様式1）以外の書類については、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送する必要があります。（封筒裏面に、差出人の住所及び氏名、申請時に発行される受付番号を必ずご記入ください。）

(URL)https://niigata-kyugyo.jp/

※6月30日（火）23時59分までに送信を完了してください。

②**郵送の場合**

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

（宛先）〒950-8570　※6月30日（火）の消印有効

新潟県新潟市中央区新光町４番地1

新潟県緊急事態措置・協力金相談センター受付係　宛

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【申請に必要な書類の入手方法】

① **新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ホームページ**

(URL)https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/sikyu2.html

② **関係窓口**　※申請書類の郵送による提供は行いません。

申請書類は、県庁受付、県地域振興局、市町村、商工会・商工会議所の各窓口で、5月25日（月）から配布を開始します。

※申請書類の郵送による提供は行いません

【問合わせ先】

■新潟県緊急事態措置・協力金相談センター

（電話番号）025-280-5222

（受付時間）午前9時から午後7時まで（土日祝日を含む）

1 協力金の加算の概要

(1) 趣旨

休業要請に円滑に協力いただくため、前回の支給対象期間（令和2年4月24日～5月6日）から休業要請に協力いただいた事業者の方が、引き続き協力いただいた場合に協力金を加算するとともに、前回の支給対象期間では協力要請に応じられなかった事業者の方についても、今回の休業要請に協力いただければ協力金を支給します。

(2) 支給額

一事業者あたり10万円

2　対象者

以下の要件の全てを満たす者を対象とします。

(1)　新潟県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業※及び個人事業主であること。（社団法人、財団法人、NPO法人等を含む。）

(2)　令和2年5月6日以前に、遊興施設等及び運動・遊技施設（別表2）を運営していること。（営業に許認可等が必要な場合は、その許認可等を取得していること）

(3)　令和2年5月7日から5月14日までにおいて、新潟県の要請に応じ、休業を行っていること

(4)　申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

別表2

協力金支給対象施設

施設の種類	要請内容	対象/対象外	施設例
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（=休業要請）	対象	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外馬（車・舟）券売場、ライブハウス、バンド練習場、コンパニオン
運動・遊技施設		対象	体育館、（屋内・屋外）水泳場、ボーリング場、スケート場、柔剣道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク、遊園地、インドアゴルフスクール、遊覧船、屋内ゴルフ練習場、屋内バッティング練習場、屋外運動施設の観客席部分

燕市内飲食店応援サポート補助金

燕市内の企業・団体の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、全国的に外出の自粛や３密（密閉・密集・密接）を避けることが求められる中、売上が減少した飲食店を応援するため、収束後に開催する懇親会等を予約し、直ちに予約金を納入した企業・団体に対して予約金の一部を補助します。

補助率（額）	**予約金額の3分の1以内（1企業・団体あたり上限20万円）**
申請受付期間	令和2年**5**月**11**日（月）～**6**月**30**日（火）
補助対象者	10人以上で懇親会等を予約した燕市内の企業・団体 ※団体名義の口座を有すること（団体の例・・・自治会・老人会・PTA、各種サークルなど）
利用対象施設	燕市内の飲食店・宿泊施設

対象要件

- 燕市内の飲食店、宿泊施設1店舗につき3万円以上の予約金を6月30日までに支払うこと。
  なお、予約金の支払い前に交付申請書の提出をお願いします。
- 懇親会等のキャンセルやプラン及び人数の変更は不可とし、キャンセル等に伴う予約金の返還はされません（ただし、開催日程の変更は可）。
- 予約した懇親会等の開催時期は、特に期限を設けませんが、宿泊費は対象外とします。

提出書類

①交付申請書

②通帳（口座番号、口座名義人がわかる部分）の写し

※納税情報の照会を許諾しない場合は納税証明書が必要です。

その他

- 予約した懇親会等が終了した後に、実績報告書を提出していただきます。
- 予約した後に懇親会等の開催が不可能となった場合の補償はいたしません。

市のホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添えて郵送かFAXもしくはEメールで申請してください

❶ **郵送**
宛先：〒959-0295
燕市吉田西太田1934番地
燕市産業振興部観光振興課 宛て

❷ **FAX**　送信先：0256-77-8306

❸ **Eメール**
観光振興課の下記アドレスの提出書類をメール
kanko@city.tsubame.lg.jp
※申請書及び添付書類についてはスキャン等でPDFファイルとするか、文字が読める程度に鮮明な写真ファイルで添付してください。

※❷、❸で提出した方は、後日申請書の原本を送付してください。

申請書のダウンロードはこちらから→　URL:http://www.city.tsubame.niigata.jp/participate/007001097.html

申請期限 6月30日（火）【消印有効】

【問い合わせ】燕市産業振興部観光振興課
TEL0256-77-8233（観光企画係）【直通】

燕市土地・建物賃借料補助金

事業のための 物件を賃借している中小企業 の皆様へ

賃借料の補助制度ができました！

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少を背景に中小企業の経営を圧迫する賃借料の負担を軽減させるため、賃借料の一部を補助する制度です。

補助額

賃借料の3ヶ月分（4月～6月の分）※従業員の人数により上限あり

従業員 11人以上 ➡ 最大**30**万円　、　従業員 10人以下 ➡ 最大**15**万円

※従業員の人数は、常時使用する従業員のうち専従者を除いた人数となります。
※賃借料のうち、消費税を除いた金額が対象となります。
※支援回数は1事業所あたり1回限り

例：従業員12人で賃借料9万円/月の場合 9万円×3月→給付額27万円

対象者

次のすべてに該当する中小企業者

- 燕市内に事業所を有する中小企業者（全業種）
- 令和2年2月から5月までのいずれか1か月における売上額が、前年同月の売上額より20%以上減少していること
  ※前年同月に事業を行っておらず売上がない場合は、令和元年11月から令和2年1月までのうち、事業を行った月の売上の平均額を比較します。
- 雇用の維持や事業継続のための意思を有していること

※詳細な要件や申請に必要な書類については「燕市土地・建物賃借料補助金申請要領」をご確認ください。

受付期間　令和2年**4**月**27**日（月）～　**6**月**30**日（火）【当日消印有効】

市のホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添えて郵送かFAX又はEメールで申請してください

❶ **郵送**　〒959-0295　燕市吉田西太田1934番地　燕市産業振興部商工振興課　宛て

❷ **FAX**　0256-77-8306　燕市産業振興部商工振興課　宛て

❸ **Eメール**　商工振興課のアドレス　shinsangyou@city.tsubame.lg.jp　宛て
※申請書及び添付書類についてはスキャン等でPDFファイルとするか、文字が読める程度に鮮明な写真ファイルで添付してください。

※❷、❸で提出した方は、後日申請書の原本を送付してください。

申請書のダウンロードはこちらから→　URL:http://www.city.tsubame.niigata.jp/participate/007001097.html

【問い合わせ】燕市産業振興部商工振興課　TEL0256-77-8232【直通】

感染症対策商品の開発支援

燕市新商品新技術開発支援補助金（特別枠）

感染症の課題解決等に取り組む中小企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、感染症の課題解決等に繋がる研究開発の促進と新たな販路開拓に取り組む中小企業を支援する補助金です。

補助率（額）	対象経費の4分の3以内で上限**400**万円
対象事業	**感染症の課題解決等に繋がる研究開発**の促進と新たな販路開拓に取り組む事業 **※通常枠との併用不可**
対象経費	謝金・費用弁償・設備導入費・設備借上料・原材料費・外注加工費・委託費・調査費・人件費・旅費・広告宣伝費・通信運搬費・その他経費 ※補助対象経費は**令和3年3月31日までに支払完了**したものに限ります。

採択までの流れ

申請書の提出　市の担当へ交付申請に必要な書類を添えて提出してください。提出内容について市の担当からヒアリングさせていただきます。

↓

審査会　審査会では申請者から**補助事業計画のプレゼン**を行っていただきます。その結果で補助金交付の可否を決定します。（審査会は月2回開催）

↓

交付の決定　審査結果に基づき、補助金交付の可否等を通知いたします。なお、補助事業については、交付決定の通知日以降に行われる補助事業のみが対象です。**※補助金の支払いは実績報告書後になります。**

※詳細な要件や申請に必要な書類については「公募要領」をご確認ください。

受付期間　令和2年**5**月**1**日（金）～　**随時受付**

市のホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添えて燕市商工振興課　25番窓口まで申請してください

申請書のダウンロードはこちらから→　URL:http://www.city.tsubame.niigata.jp/participate/007001097.html

【問い合わせ】燕市産業振興部商工振興課　TEL0256-77-8232【直通】

市からのお知らせ

窓口延長　6/17・24　6～7月

合わせ＝民課窓口係 -77-8125（直通）

相談

6月はありません。

合わせ＝課市民生活係 -77-8107（直通）

談会の案内

、電話（63－工会議所）さい。

法律相談日　6月18日(木) 午後1時30分～午後4時

知的産業財産権窓口相談日　6月25日(木) 午後1時30分～午後4時

社会保険労務士・働き方改革無料窓口相談会　6月25日(木)

事業承継事業

業を譲りたいる方
と困る商品をる方
不可欠な技術やしている方

(63-4116)ください

青年部だより

会員数113名（6月1日現在）

市民向けにマスク販売をしました！

燕商工会議所青年部（藤原康博会長）では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクが不足している方々に届くようにマスクの販売を行いました。販売の際の接触を極力避けるためにドライブスルー方式での販売としました。

今回の販売で出た収益については、燕市の子供たちのために寄付いたします。

青年部は会員を募集しています！

燕商工会議所青年部は、若手経営者としての資質向上を目指し、様々な企画・セミナー・視察等の企画運営を通じて、自己研鑽に努めています。若手経営者としての悩みや相談を共有できる仲間作りの場として、仕事の情報やつながりを得る場として活用されています。

満20歳～45歳の商工業等に従事する若手経営者ならびに後継者であれば入会が可能です！詳細は事務局（TEL：63-4116）までお気軽にお問合せください！

燕地区特化の求人企業情報サイト「つばめjobナビ」

燕商工会議所では、「地元就職を考えている学生」、「転職・再就職を検討されている方」を対象に、求人企業情報サイト「つばめjobナビ」を運営しております。現在80件以上の企業が登録されています。是非一度ご覧ください。

また、サイト内にて、実際の職場を体験できる「社会人インターンシップ」の受付も行っております。就職前に仕事内容や職場の雰囲気を、知ることが出来る貴重な機会です。自社製品やお米などの記念品もご用意しております。奮ってご活用ください。

●つばめjobナビ事務局●
五十嵐　0256-63-4116

つばめで実際に働く先輩の声を紹介します。

実際に燕で働く先輩社員のインタビュー記事と動画も掲載しています！高い技術力を誇る燕地区の魅力や、やりがいについて話してくれています。各事業所個別の紹介動画も随時追加中です！工場内部や社内の雰囲気、社長の考え方などを知ることが出来ます。少しでも興味があれば、当サイトよりお気軽にお問い合わせください。

会議所の動き

（6月中旬～7月）

6月	15日㈪	にいがた県央金型協同組合理事会
	18日㈭	法律相談会
	23日㈫	メイド･イン･ツバメ認定委員会
	25日㈭	知的産業財産権相談会
	25日㈭	働き方改革無料窓口相談会
	25日㈭	通常総会
	26日㈮～7/7日㈫	窓口源泉指導会
7月	14日㈫	工業部会　正副部会長会議

身近な法律問題 No.45

このコーナーはみなさまの生活に関係する法律問題について、平山勝也法律事務所のご協力により隔月で連載しています。No.44から全６回にわたり、「不動産に関する法律問題」をテーマにお話をしていただきます。

＜不動産に関する法律問題②＞

1　はじめに

前回は、新しいテーマ「不動産に関する法律問題」についてのお話の第１回目として、「建物の明渡請求」についてお話をしました。

今回は、「不動産に関する法律問題」についてのお話の第２回目として、「賃借人の原状回復義務」のお話をしたいと思います。

2　賃借人の原状回復義務

今回は、「賃借人の原状回復義務」に関するお話ですが、具体的には、建物を賃貸している大家さん（Ａさん）が、賃貸借期間が満了し、建物から退居することになった入居者（Ｂさん）に対して、建物の汚損等について、どこまで修繕費用の負担を求めることができるのか、についてお話します。

大家さんのＡさんとしては、Ｂさんが入居する前から存在した建物の汚損等ではなく、Ｂさんの入居中に発生した建物の汚損等であれば、その修繕費用のすべてをＢさんに負担してほしいと思うかもしれません。たとえば、クロスにある画鋲の穴ですとか、冷蔵庫の設置場所付近にあるクロスの変色などに関する修繕費用も、負担を求めたいと思うかもしれません。

しかし、Ｂさんに負担を求めることができる費用は、Ｂさんが居住・使用することで発生した汚損等のうち、Ｂさんの故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧するための費用になります。そのため、いわゆる経年変化、通常の使用による損耗等の修繕費用は、Ｂさんに負担を求めることはできません。

したがって、さきほどの「クロスにある画鋲の穴」、「冷蔵庫の設置場所付近にあるクロスの変色」などに関する修繕費用はＢさんに負担を求めることはできませんが、Ｂさんが、「家具を移動させるときにつけてしまった床の傷」、「飲みこぼしを放置したことでできた床のシミ」等の修繕費用については、Ｂさんに負担を求めることができると考えられます。

平山勝也法律事務所
弁護士　平山　勝也

次回は「人を大切にする経営を目指して」を掲載いたします。

きょうえい「企業支援資金」
カンタン手続き、スピード審査、担保や第三者保証人は不要です！
最高500万円、返済期間7年以内
あらゆる事業資金をバックアップします
協栄信用組合
http://www.kyoei-shinkumi.jp/
燕市東太田6984番地　TEL 0256-61-1507
時間外は本店ローン相談日をご利用いただけます。
毎週水曜日　17：30～20：00
第1・第3土曜日　9：00～17：00

燕 住まいお助け隊
あらゆる住まいのお悩みを匠の技でイッパツ解決
燕商工会議所 建設業部会　〒959-1289 燕市東太田6856
TEL 0256-63-4116　FXA0256-63-8705

広告掲載募集
つばめ会議所ニュースでPRしませんか？
燕市全域25,000部発行　日報・読売・朝日・毎日・日経に毎月15日折込（土・日・祝の場合翌日）
◆1コマサイズ　39×79㎜
◆掲載料　7,200円／月　会員様限定
◆年間契約での一括払いの場合　70,000円／年
■お問い合わせ・お申込み　燕商工会議所総務課まで TEL63-4116

日本政策金融公庫からのお知らせ

日本政策金融公庫は、みなさまの身近な政策金融機関です。

★国の教育ローンのご案内★

（融資限度額）	お子さま1人につき350万円以内 ※海外留学（一定の要件があります）は450万円以内
（ご返済期間）	15年以内（交通遺児家庭、母子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方は18年以内）
（金　　利）	年1.66%（R1.11.1現在）（固定金利） ※母子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方は年1.26%
（お使いみち）	・学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）（大学、短大、専修学校、高校などが対象） ・受験にかかった費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など） ・住居にかかる費用（アパート・マンションの敷金・家賃など） ・教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、留学費用、学生の国民年金保険料など ※今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。

【お問い合わせ先】　（その他、事業資金の取扱いも行っております。）

国の教育ローン
教育ローンコールセンター
TEL　0570−008656
受付時間　平　日9時～21時
土曜日9時～17時

事業資金のお問い合わせ先
三条支店　国民生活事業
〒955−0092　三条市須頃1−20
三条商工会議所会館2階
TEL　0256−34−7511
受付時間　平日9時～17時

日本政策金融公庫 国民生活事業　日本公庫　検索

★次号は7月15日（水）折込みです。